

さかたのまつり事務局業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和3年2月

酒田観光戦略推進協議会

さかたのまつり事務局業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、本市の交流人口拡大はもとより、市民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることと安全で安心なまちづくりをめざし、各事業の主旨にもとづき、誰もが気軽に参加できるまつりを開催することを目的とし、主に各まつりの開催までの事務作業や準備及び本番当日（開催期間中）の対応など令和3年度内の事務局業務を委託するものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

さかたのまつり事務局業務

(2) 業務実施主体

酒田観光戦略推進協議会（以下「協議会」という。）

(3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(5) 提案上限額

5,236,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。契約上限額）

3 受託者選定方法

企画提案書公募型によるプロポーザル方式

4. 事務局

酒田観光戦略推進協議会事務局

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

（酒田市地域創生部交流観光課内）

電話 0234-26-5759 FAX 0234-22-3910

電子メール kankou@city.sakata.lg.jp

受付時間 平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5. プロポーザル実施日程（予定）

項目	日程
公募受付開始	令和3年2月22日（月）
参加表明書提出期間	令和3年2月22日（月）～3月9日（火）
質問書の提出期限	令和3年3月10日（水）
質問書の回答期限	令和3年3月12日（金）
辞退届提出期限	令和3年3月15日（月）

企画提案書の提出期限	令和3年3月17日（水）
審査結果通知	令和3年3月26日（金）予定

6. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から本要領5に記載する審査結果通知までにおいて、酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成17年告示第22号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿において、この公告の前日までにおいて「役務（業種区分）の業種No.114（イベント等企画・運営）」に登載されていること。
- (4) 酒田市に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任が書面によってなされ、その内容が指名競争入札参加者登録簿に登載されていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号若しくは同条第3号の規定に該当する者又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去5年において、本業務の内容と同種又は類似の実績を有すること。

7. 参加申込方法

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルへの参加意思については、以下の手続きをすること。

ア 参加する意思がある場合には、参加表明書（様式第1号）に必要事項を記載の上、電子メール（件名：「プロポーザル参加表明書」）で送付する。

なお、やむを得ない事情により、電子メールで提出できない場合は、直接持参するか又は郵送での提出も可能とする。

※郵送の場合は、期限日時までに必着のこと。

イ 電子メールでの着信を事務局で確認した場合には、担当より参加表明書に記載されたメールアドレスへ確認の電子メールを送信する。

ウ 参加表明後、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退理由等を記載した参加辞退届（様式自由）を令和3年3月9日（火）までに提出すること。

(2) 提出期間

令和3年2月22日（月）午前9時から 3月9日（火）午後5時まで

※ 持参する場合には、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

酒田観光戦略推進協議会事務局

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

(酒田市地域創生部交流観光課内)

電話 0234-26-5759 FAX 0234-22-3910

電子メール kankou@city.sakata.lg.jp

8. 質問と回答

(1) 質問書の提出

プロポーザル（企画提案書の策定等）に関する問い合わせは、質問書（様式第2号）により提出すること。

(2) 提出期限

令和3年3月10日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

事務局へ電子メールで提出する。

メールの件名を「プロポーザル質問書」として質問書を添付のこと。

なお、やむを得ない事情により、電子メールで提出できない場合は、FAXで提出も可能とする。その際は、送信時に電話等により事務局への着信を確認すること。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和3年3月12日（金）までに電子メールにて全参加表明者に行う。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。（回答は、執務時間外には行わない。）

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（審査の対象となる書類）

ア 会社（団体）概要、業務内容（業務実績）等の紹介を記した書類

イ 類似業務等の実績（過去5年以内の受注実績一覧）

ウ 企画提案書

エ 経費見積書

(2) 企画提案書の形態、部数

ア 様式自由、A4判（縦）、10ページ程度（表紙及び目次等含まず。）

※ 両面可とし、文字・図等のフォント、サイズ及びカラー表示は、自由とする。

※ 企画提案書は、別紙「評価基準表」の順序に沿って作成をお願いします。

イ 社判押印した正本1部、副本6部を提出のこと。

(3) 見積書の提出

ア 内訳を明記のこと。

イ 社判押印した正本1部、副本1部を提出のこと。

(4) 提出期限

令和3年3月17日（水）午後5時まで

(5) 提出方法

提出する企画提案書は1案のみとし、事務局まで直接持参するか、又は郵送すること。なお、郵

送の場合は、期限日時までに必着のこと。

※上記期限内に提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 疑義照会

企画提案書等の内容について、必要に応じて、後日、協議会から疑義の照会等を行うことがある。

(7) 提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の提出後において、最優秀提案事業者の選定までの間、提出された提案書等に記載された内容の追加及び修正は、原則として認めない。

イ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複写する場合がある。

エ 提出された企画提案等は、酒田市情報公開及び個人情報保護に関する条例に準じた取り扱いとなるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟によっては、公開する場合がある。したがって、企業秘密など、公開されることにより応募者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、「㊟」マークを付加する等、適切な措置を講じたうえ提出のこと。

10. 審査方法

(1) 基本事項

ア 審査は、協議会が設置する、さかたのまつり運營業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容を基に総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者の選定を行う。

イ 審査委員会は、非公開とする。

(2) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 結果通知

審査結果は、参加者に審査後、電子メールにて通知する。（令和3年3月26日予定）

(4) その他

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

11. 契約方法等

ア 最優秀提案事業者に選定された者は、協議会との協議が整い次第、業務委託契約を締結するものとする。

イ 業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。

ウ 協議会と最優秀提案事業者が契約締結に至らなかった場合において、次点者が受託候補者として妥当と認められる場合にのみ、協議会は当該次点者と協議を行うものとする。

エ 契約手続き及び契約書は、酒田市の契約規則その他の契約に関する規定に定めるところに準ずる。

オ 契約締結後において、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

12. その他

この要領は、公告した日から適用し、選定された業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

別紙 評価基準表

審査項目	審査内容	配点 (200点満点)
1 業務内容及び 各まつりの理解度	(1) 本業務の理解度 ・本業務の目的、内容を理解しているか (2) 各まつりの内容・課題の理解度 ・各まつりの内容を理解しているか ・各まつりの課題を的確に捉えているか	45
2 業務遂行の 安定性・優位点	(1) 実施体制について ・業務遂行にあたって人員体制が確保されているか ・本業務が完成するまで、同一責任者及び各祭りの 担当者が本業務に従事するか ・委託者との情報共有を遅滞なく確実にできる体制 となっているのか ・イベント運営経験があるスタッフが配置されてい るか (2) 優位点 ・申請者が事務局運営をする上で、どのような優位 点があるか	85
3 業務実施の確実性	(1) 企業・団体の信頼性・実績 (2) イベント事務局・運営の実績 ・過去に類似した実績があるか ・過去の経験、知識、ノウハウを生かせるか ・過去の業務実績が成功例であるか	60
4 必要経費	見積書について ・提案内容に見合った適切な金額となっているか	10

参加表明書

令和 年 月 日

酒田観光戦略推進協議会
代表 丸山 至 様

住所（所在地）〒
（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者職氏名

㊞

令和 3 年 2 月 2 2 日付け酒田観光戦略推進協議会告示第 3 号で公告がありましたさかたのまつり事務局業務委託公募型プロポーザルに参加を表明します。

記

- 1 プロポーザル参加業務名称
さかたのまつり事務局業務委託

- 2 参加表明に係る責任者及び連絡者

責任者職氏名	
所属	
連絡者職氏名	
所属	
電話番号（内線）	
FAX 番号	
電子メール	

質問書

令和 年 月 日

酒田観光戦略推進協議会
代表 丸山 至 様

住所（所在地）〒
商号又は名称
代表者職氏名

印

さかたのまつり事務局業務委託公募型プロポーザルについて、下記のとおり質問します。

質 問	回 答

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号
（酒田市地域創生部交流観光課内）
酒田観光戦略推進協議会事務局
電話 0234-26-5759 FAX 0234-22-3910
電子メール kankou@city.sakata.lg.jp